

# 保健・福祉分野における権限移譲の推進について

【 総務省・厚生労働省 】

## 提案・要望の内容

県民の保健、医療、福祉に関するニーズはますます高度化、多様化しており、地域住民により身近な基礎自治体において、住民の立場を重視した、よりきめ細やかなサービス提供が求められていることから、以下のとおり、保健・福祉分野における権限移譲の推進を図るための、所要の措置を講じること。

- 1 保健所を設置できる市の人口規模要件を30万人以上とする運用上の制限を緩和し、保健所運営に意欲と能力を有する市を政令の指定対象とすること。
- 2 町村が福祉事務所を設置した場合の財源措置については、市と同様、普通交付税で措置すること。

## 1 保健所設置要件の緩和について

### 【 現状と課題 】

#### 松江市の保健所設置への取り組み

本県においては、県庁所在地である松江市が保健所設置に意欲的であるとともに、合併により人口19万人余を有し、行財政能力においても保健所を担うべき十分な能力を有しており、住民に身近な行政主体として総合的な保健行政の実施主体になり得る。

施行令第3号による保健所設置市の状況

市名	設置年度	人口	面積(K㎡)	備考
小樽市	S 2 3	141,605	243.13	
尼崎市	S 2 3	461,438	49.77	
呉市	S 2 3	252,325	353.29	
大牟田市	S 2 3	132,742	81.55	
佐世保市	S 2 3	255,765	363.88	
西宮市	H 1 2	467,495	99.96	
藤沢市	H 1 8	396,136	69.51	
松江市		193,154	530.21	

### 【 本県の取組状況・方針 】

平成18年度には、保健所業務のうち未熟児養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業に係る業務を松江市に権限移譲したほか、次年度以降、残る対人業務、対物業務についても計画的に移譲を進めていく。

### 【 提案要望の効果 】

市保健所において、より身近で住民の立場を重視した、よりきめ細かなサービス提供が可能となる。

## 2 福祉事務所設置に係る財源措置について

### 【現状と課題】

福祉事務所の設置根拠（社会福祉法）

都道府県及び市は設置義務に基づくものであるが、町村においては知事の同意を得て設置することができる。

福祉事務所を取り巻く状況

市町村への権限移譲をはじめとする地方分権推進の流れの中で、福祉事務所の町村設置は全国的に増加していくものと考えられ、本県においても設置の意向を示している町村がある。

また、合併による町村の減少、点在化及び町村人口の減少により、県福祉事務所の業務が非効率となっている面もある。

財源措置上の問題点

町村設置福祉事務所に係る財源措置は、福祉事務所の運営費が経常的経費であることから、本来、普通交付税で措置されるべきにもかかわらず、特別交付税（12月分）で都道府県・町村間を調整する扱いとなっているため、設置運営上以下の課題がある。

特別交付税は、大規模災害や他の突発的な事情による特別の財政需要に対する措置であることから、普通交付税に比べて安定性に欠けていること。

普通交付税と特別交付税では交付時期が異なり（普通交付税：4～10月、特別交付税：12月）町村の資金繰りに悪影響を及ぼすこと。

福祉事務所設置に係る経常的な経費が、特別交付税という臨時的な一般財源として措置されているため、経常収支比率を高める要因となること。

### 【本県の取り組み状況・方針】

住民に最も身近な市町村が行財政能力の充実強化を図り、多様なニーズに対応することが地方分権の観点から必要であると考えられるため、本県としても設置を支援する方針である。

町村側にも福祉事務所設置について積極的な意向があり、H18.4.1より飯南町が設置した際にも、県福祉事務所において町職員の受け入れ研修を行った。

### 【提案要望の効果】

町村設置に要する経費を普通交付税で措置することで、確実な財源措置が担保され、円滑な福祉事務所運営に資することになることから、一層の権限移譲の推進につながる。

町村福祉事務所において、より身近で住民の立場を重視した、よりきめ細やかなサービス提供が可能になるとともに、県・市町村を通じた行政事務の簡素・効率化につながる。